

平成26年第3回太良町議会（定例会第2回）会議録（第3日）						
招集年月日	平成26年6月6日					
招集の場所	太良町議会議場					
開閉会日時及び宣告	開議	平成26年6月13日	9時30分	議長	末次利男	
	閉会	平成26年6月13日	11時36分	議長	末次利男	
応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠席議員 出席10名 欠席0名 欠員2名	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
	1番	田川 浩	出	7番	牟田 則雄	出
	2番	江口 孝二	出	8番	川下 武則	出
	3番	所賀 廣	出	9番	欠員	
	4番	末次 利男	出	10番	久保 繁幸	出
	5番	欠員		11番	坂口 久信	出
	6番	平古場 公子	出	12番	下平 力人	出
会議録署名議員	12番	下平 力人	1番	田川 浩	2番	江口 孝二
職務のため議場に出席した者の職氏名	(事務局長) 岡 靖 則		(書記) 福 田 嘉 彦			
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	町 長 副 町 長 教 育 長 総 務 課 長 企画商工課長 財 政 課 長 町民福祉課長 健康増進課長	岩 島 正 昭 永 淵 孝 幸 松 尾 雅 晴 毎 原 哲 也 桑 原 達 彦 川 崎 義 秋 松 本 太 田 中 久 秋	環境水道課長 農林水産課長 税 務 課 長 建 設 課 長 会 計 管 理 者 学校教育課長兼社会教育課長 太良病院事務長	藤 木 修 新 宮 善一郎 大 串 君 義 土 井 秀 文 高 田 由 夫 野 口 士 郎 井 田 光 寛		
議 事 日 程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会 議 の 経 過	別紙のとおり					

平成26年 6月13日（金）議事日程

開 議（午前 9 時30分）

- 日程第 1 報告第 1 号 平成25年度太良町一般会計継続費繰越計算書の報告について
- 日程第 2 報告第 2 号 平成25年度太良町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第 3 議案第37号 太良町家畜防疫対策事業分担金徴収条例の制定について
- 日程第 4 議案第38号 太良町特産品等振興施設の設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第 5 議案第39号 太良町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第40号 佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び規約の変更に係る協議について
- 日程第 7 議案第41号 平成26年度太良町一般会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 8 議案第42号 平成26年度太良町山林特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 9 議案第43号 平成26年度太良町漁業集落排水特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第10 議案第44号 平成26年度太良町簡易水道特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第11 議案第45号 平成26年度太良町水道事業会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第12 議案第46号 平成26年度町立太良病院事業会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第13 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第14 諮問第 2 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第15 閉会中の付託事件について
- 追加日程第 1 推薦第 1 号 太良町農業委員会委員の推薦について
- 追加日程第 2 請願第 1 号 教育予算の拡充を求める意見書の採択に関する請願について
- 追加日程第 3 意見書第 3 号 教育予算の拡充を求める意見書（案）の提出について

午前 9 時30分 開議

○議長（末次利男君）

皆さんおはようございます。

定足数に達しておりますので、議会は成立いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事をお手元に配付しております議事日程表どおりに進めます。

議長より報告いたします。

町長より事件議案の訂正の届け出がっておりますので、これを許可いたしました。訂正した事件議案につきましては、お手元に配付しておりますので、御確認ください。

以上、報告をいたします。

日程第1 報告第1号

○議長（末次利男君）

日程第1. 報告第1号 平成25年度太良町一般会計継続費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○1番（田川 浩君）

これは特産品等展示販売飲食施設改築事業ということですので、たらふく館のことだと思うんですが、たらふく館のことについてちょっと聞きますけど、火災が起きまして別館が全焼はしなかったけど補修をしたと、ということと、新館が丸々新築をするということですが、おのおの別館と新館でどのぐらいの費用がかかるものなのかを教えてくださいませんか。

○財政課長（川崎義秋君）

お答えします。

本館のほうで建てかえ工事が現在まだ建築中でありまして、現在の契約額が7,624万8,000円というふうになっております。別館のほうでありますけど、別館のほうは、もう改修工事が終わっております。その金額が1,291万5,000円となっております。

○1番（田川 浩君）

このほかにもひょっとしたらテント等とかリースされてると思いますので、かかるかもしれませんが、それでこの本館、別館をこれつくりかえるということで、そのリースとかいろいろもろもろを含めた金額から火災保険の額が、もうそろそろ出てると思うんですけれど、それを引いたら町のほうでそこに繰り入れるといいますか、そこに充てる補助する金額は幾らになるのか教えてくださいませんか。

○財政課長（川崎義秋君）

お答えします。

まず、別館のほうから金額を申し上げますと、その1,291万5,000円、これは全て保険金額で終了しております。本館のほうですけど、さっきの工事費に加えまして設計業務とか解体、議員言われましたテントリース料とかが合計額が8,468万500円というふうになっております。保険金額は現在本館の分については請求中でありまして、共済限度額が4,579万8,000円ということになっておりますので、実質3,880万円程度が町の実質の持ち出しになるというふうになります。

○1番（田川 浩君）

実質当町からの持ち出しが3,880万円ほどということですが、前回の議会のときもちょっと聞いたと思うんですけど、それだけの金額を町から出すということで、たらふくさんの今決められた利益の中から決められたパーセントを上限を決めて町のほうに納められていますけれど、それ以上にたらふく館として町のほうに納めるつもりといたしますか、金額を納められるのかどうか、これからですね、そこら辺の具体的な話というのは、前はそういうふうにしたいということがたらふく館の代表の方からあったという話聞いておりますけど、具体的にいつ何月度ぐらいからある、する予定だとか、そういう話し合いはされてるでしょうか。

○企画商工課長（桑原達彦君）

お答えをいたします。

今回のたらふく館の火災につきましては、たらふく館のほうもその責任は自覚はされてるということで、町のほうに25年12月4日にてんまつ書を出していただいております。その中でこれまでの利益の分配金のほかにも、財政上、別途貢献できるように努力をしたいというような所信を述べられておりますので、今後の経営次第とは思いますが、そういう意思は持っておられるということで今現在認識をしております。具体的にいつまでに幾らの部分をその分を別途貢献できるということには、今の現在はなっておりません。

以上でございます。

○11番（坂口久信君）

今の問題ですけれども、別途我々が聞いた範囲内では、余分に幾らからの積み金があるというようなことで指定管理者のほうからはちょっと聞いたことあるんですけども、その使い道あたりについては何も町あたりにお話あたりはあつとらんのか、我々は別途その積み立てあたりを全くわかつとらんやったもんですから、その辺の例えば総会あたりの資料あたりも、そういう別途積み立てあたりが載ってるのか載ってないのかね、あなたたちも例えば総会資料あたり見るわけでしょうけれども、その辺が全くわからんで、そしてその応分額の積み立てをどのように運用していこうと思うとったのか、その辺のところは今後そういう考え方はずっと積み立てたり何かするような考え方があれば、やはり町にはそれなりのことをぴしゃっと明快にしてもらいたいと思うわけですけれども、その辺についてはどのように担当課は考えておりますか。

○企画商工課長（桑原達彦君）

ちょっと別途積立金については詳細を把握してませんが、先ほどもお話ししたように、火災そのものについてはたらふく館が責任を有するということがお考えになっておりますので、そういう財政上の資金面の余裕がございましたら、ぜひそういうふうなところで努力をしていただければなというふうに思っております。

以上です。

○11番（坂口久信君）

それはもう多分努力はされると思いますけれども、今までそういうのが全然わからなかったような状況たいね、状況が、そがんとわかっとれば、何も問題なかわけですけれども、もうわからんでそういうことが後でこんぐらいあるとよということがどっかで漏れたか、我々にもちよつと聞いた部分がありますけれども、やはりそういう公に対してある程度不明瞭というか、そういう問題が後から出てくれば、いろんなことの町民の皆さんたちの考え方も意見も、ありゃ何しよったじゃろうかというようなことになってくるわけ。そして、町も批判されるわけですね。そいけん、その辺の町あたりが批判を買わないような運営の仕方を担当課初め町の執行部もその辺をもう少し検討していくべきじゃなかかなあと考えますけれども、その辺についてはどのように思いますか。

○企画商工課長（桑原達彦君）

たらふく館さんの総会の前には事前に総会資料等を一緒に入れて見させていただいておりますので、その辺も十分に認識をした上で協力あるいは御指導をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○11番（坂口久信君）

ぜひそうしていただきたいと思います。これに関連して、隣りの多良漁協がしておられるその辺についても、そういう部分の不透明さを払拭せんことには、なかなか町民の理解というか、今後どのようになっていくかわかりませんが、やはりその辺の歯どめのためにも、ただ資料だけびしゃつとある程度どっちも税理士あたりが入って資料あたりはそれなりの資料ができていますと思いますけれども、中身についてなかなかいろんな声を聞きますので、その辺も担当課は十分チェックをしながら透明性を明らかにオープンにしていれば、今後の批判は買わんでいいんじゃないかなあと思いますので、その辺はぜひ検討しながら、なるべく徐々にでもいいから透明性になるように、そして町民の批判を買わないような状況をつくっていただきたいと思います。一応答弁を求めます。

○企画商工課長（桑原達彦君）

お答えをいたします。

指定管理者制度ということで公の施設を公の手續に基づいて管理をお願いしとるわけですから、議員言われるように透明性というのが求められると思いますので、そういうことに留意をしながら指導をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○10番（久保繁幸君）

今の坂口議員の関連なんですが、たらふく館、11月の全協の折においでになったとき説明を受けたときには留保資金2,300万円あるということで御報告をされております。この留保

資金についてどのような利用を、使用をされるのか、これから留保資金、よかですか、課長、それでその資金をどのような使い道をされるのか、それと今後今起こされた火災に対して今現時点でどのような反省と今後の対応をされておられるのか、その辺をお伺いいたします。

○企画商工課長（桑原達彦君）

お答えをいたします。

留保資金の2,300万円についての使途でございますが、それについてはどういうふうにするかということで、まだ明確なお答えをいただいております。先ほども申し上げましたように今回の火災については十分責任を感じておられるということで、別途貢献できる旨の所存をてんまつ書で述べられておりますので、その努力を見守りたいというふうに思っております。

以上です。

○10番（久保繁幸君）

その火災に対しての前あそこにお勤めとか納入業者とかの、そういう方々に対しての今起きた現時点の認識、そういうのをどういうふうなんすれば、またこういうふうなことにならないのかというふうな認識も皆さんでしていただかないかんし、この今さっき火災保険が正規の上限が4,579万円ですか、ほんであとは3,880万円、全額町の持ち出しですか、全額町が負担するということですかね。その留保資金とか、今までためておられたたらふく館の分の定期預金、普通預金、現金、かれこれ運転資金等々でやっておりますが、その辺は全部町が見るのか、ほいでまた備品代が今回かえられる、もちろんかえにやいかんのですが、その備品代をどんだけぐらいたらふく館自体で持ち出しをされるのか、その辺はどのようになっていますか。

○企画商工課長（桑原達彦君）

お答えをいたします。

約3,800万円については、今の現在では町が持ち出しということで考えております。備品等については、全てたらふく館が購入されておりますので、たらふく館のものでございますので、たらふく館のほうで全て整備をされるというふうにお聞きをいたしております。

○10番（久保繁幸君）

それと、今後また町との利益配分の見直し等々の考えを申し出たいんですが、一応皆さん4億円ぐらいのたらふく館の売り上げということで、現在400万円ぐらいですか、純利益ということで太良町がその半分の額をいただいとということ、我々商売人としてはちょっと考えにくい利益率なんですが、利益率、配分率を今後考えられているのか、現状のままなのか、その辺をどのようにされるのかお伺いいたします。

○企画商工課長（桑原達彦君）

今のところ上限額400万円、下限が110万円ということでやっておりますので、今現在では

改正をする予定はございません。

以上です。

○副町長（永淵孝幸君）

ちょっと済みません、補足します。今、言った400万円と110万円の下限については、前回議会にも報告したとおり、ここは見直しまして、今までは下限とか何かも決めてなかったわけですね。ですから、今回下限を110万円には決めるべきじゃないかというふうなことで、この110万円は下限というふうなことで前回議会で報告したように決まったわけでございます。

以上です。

○11番（坂口久信君）

それでは、今のに関連して、上のほうの上限の上のほうを外す考えはないですかね。下限は、もうそれはそれで、今後多分いろんな厳しい状況になるかとは思いますが、上も、広域農道も開通したし、なかなか2つ今後また病院の横もできたりなんかする問題も出てきますから、その分非常に厳しい、どちらも厳しい状況で頑張ってもらわなければならないと思いますけれども、その上限の上のほうですよ、下限ならそれでよかばってん、上のほうを外す考えはないですかね。

○町長（岩島正昭君）

お答えします。

御存じのとおり9月からオープンしますから、当然その成り行きを見ながらどういうふうな、当然備品等々も剰余金の中から恐らく崩して購入されると思いますから、上限については1年か2年状況を見ながら変える方向で話し合いをしていきたいというふうに思っております。

○議長（末次利男君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

討論ないので、採決します。

報告第1号 平成25年度太良町一般会計継続費繰越計算書の報告について、本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（末次利男君）

起立全員。よって、本案は原案どおり承認することに決定をいたしました。

日程第2 報告第2号

○議長（末次利男君）

日程第2．報告第2号 平成25年度太良町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○3番（所賀 廣君）

款の7．商工費の中で特産品振興施設整備事業というふうにあります。これは、今、恐らく引き渡しが進んだ段階ぐらいじゃないかと思いますが、法人化して株式化してしまおまねきというふうに聞いておるわけですが、これもやがては恐らく指定管理者という方向に進むのではないかというふうには私は思っておりますが、たらふく館の例もありますので、ここがやがてオープンをされていったその後の暁には、今後太良町との関係をどのようにお考えでしょうか。

○企画商工課長（桑原達彦君）

お答えをいたします。

オープンをした最初の約3年間ぐらいは管理運営の業務委託の形をとっていきたいと思っています。それで、経営状況とか事業規模等を見ながら3年をめどに指定管理者制度を活用した方式でやれたらいいかなというふうには今現在思っておりますのでございます。

以上でございます。

○3番（所賀 廣君）

ここの施設ですけど、以前これは松本課長の折だったと思います、厨房あたりの設備費に約5,800万円ぐらいの見積もりがあったということで、それを7掛けぐらいにして一応太良町の補助金を考えてるというふうに聞きました。この厨房機器施設、この入札あたりは、もうお済みになったわけでしょうか。

○企画商工課長（桑原達彦君）

一応管理運営の業務委託を結んだ上で補助金の形で提出をしたいと思っておりますので、まだいたしておりません。

以上でございます。

○3番（所賀 廣君）

かなりおこなっている要因の一つの中に、中の組織が二転、三転してるようにお聞きするわけですが、オープンの時期がどんどんどんどんずれたような感じがしております。行政の執行部のほうでその組織あたりに入って同じ場に入って話し合いをするというのはどうかというふうに思いますが、お任せしてるわけでしょうから、その辺のスタッフづくりですね、役員さんづくりあるいは法人登記も当然必要でしょうし、代表者の方もかわられたりで大変だろうと思っておりますけど、その辺の指導あたりをもうちょっとしっかりしていただいて、太良町の補助金も出てるわけですから、過疎債とはいえ、もうちょっと、当初からわかってたこと

だと思いますから、その辺の運営のあり方、話し合いのあり方等にも幾らか指導的な立場をとる必要があったんじゃないかならうかというふうに思うわけですね。これからの運営にもその辺の支障がなければいいわけですが、住民の方もあそこオープンなるのいつやとか、はっきりせんあとか、いろいろ聞きますので、執行部としてのその辺の考え方をはっきりしていただきたかったわけですが、どうですかね、そこら辺。

○企画商工課長（桑原達彦君）

お答えをいたします。

今回の今名称しおまねきということをお願いしとるわけですが、大原則で官設民営ということで、管理と運営については民間の活力を用いた特産品加工施設ということにしておりますので、側面的な御相談等には応じながらやっておりますが、あくまでも運営については民間にお願いするという方針でやっております。その中でいろんな事務手続等について御相談があったりしてる分については応じているつもりでございます。

以上でございます。

○11番（坂口久信君）

今回の特産品については、建物は官で運営は民というふうなことでなされていると思えますけれども、それはそれとして、我々経済建設あたりでいろんな特産品とか道の駅とか見た折に、各市町村のかかわり方が非常に例えば行政が例えば今回株式にされておりますけれども、株式は株式で非常にいいことですが、その中で行政が6割、7割で、あとは民で株式がなされて、そういう運営がなされているようなよその、全国の地域の状況ですね、そういう中で、私自身はそういう考え方で執行部あたりにもぜひ町がある程度の資本を持ってくれというふうな考え方も言った経緯もございますけれども、そういう中で今回非常に所賀議員も言われるように非常に出だし、非常に難しいような状況で、やはり簡単に先も見通せないような状況の中で、ぜひ町も例えば株式の、建物は官ですけれども、株式を建物を株式にするのか、また別途株を少しでも持って、その中で副町長なり担当課なりがその役員あたりに入ってそのある程度までの運営を見守っていくというふうな考えを持たれてもいいんじゃないかなあと私自身は思っておりますけれども、執行部はその辺についてはどのようにお考えですか。

○企画商工課長（桑原達彦君）

お答えをいたします。

このしおまねきの前にたらふく館とか漁師の館がございます。その2件についても、管理運営については行政が入ってやっております。今回についても民間の方をお願いして、側面的に行政が協力をするという基本的な形をとっていきたいというふうに思っておりますので、今現在のところ今議員の御指摘の部分については考えていないというのが正直なところでございます。

以上です。

○11番（坂口久信君）

基本的にはそりゃそうというふうなことで、今回、1つはNPO法人、もう一つは株式というような状況が2つ生まれるわけですね。そういう中で今後どうなるかわかりませんが、2つの違う形態のそういう特産品売り場が太良町にできるわけです。1つは、まあまあそれなりに運営がなされていると。今回、新しくさっきまだまだ先が見えないような状況の新しい株式会社ができたといいふうな状況の中で、それ相当の町費を突っ込んで大変ありがたい、その建物も全部つくっていただいてありがたいことですが、それに運営はもう民でしろというふうな格好で、なかなか我々が今まで見た感じでは、そして担当課と話した中では、もう運営は民でしていただいておりますが、全くノータッチじゃないでしょうけれども、もう運営は民というふうなことで、話し合いの中で話だけがそういう話だけされて、もう町が一步引いとるとじゃなかなかなあという、非常に危惧するわけですね。やはりそれ相当、3年、5年かかろうが一本立ちさせないかんわけですから、町もそれ相当のかかわりを持ってこれを見守っていただきたいと思っておりますけれども、町長、どう考えますか。

○町長（岩島正昭君）

お答えいたします。

担当課長がさっき申し上げましたとおりに、並べ比べもございませぬ。たらふく館とか漁師の館が全面的に町がタッチをしたら、それなりにそりゃ当然せにやいかんですけども、ここだけ何で町が全面的にバックアップするかというふうな批判もあると思っております。ある程度さっき所賀議員からもお話がありましたとおりに、まず組織固めをしっかりと、それとある程度事業方針、これを明確にして、そしてこういうふうなことで方向性を持ちたいという打ち解けた話で役所とその役員さんたちとの話が進めばいくらかないとお手伝いをせんやいかん時期も来ると思っておりますけれども、まだまだそのあたり、もう加工等々もまだ正式に何をやりたいというふうな私のほうにもまだお話もあっておりませぬし、そこら辺が今後協議の中でぴしゃっとした組織運営あるいは今後の進行、方向づけをぴしゃっとしていただければ、また場合によっては話に乗ってもいいなというふうには思っております。

それと、議員おっしゃるとおりに全国道の駅等々おいでになったという話でございませぬけれども、全部とは言いませんけれども、よその市町ではある程度組織は自分たちが家屋等々、建物等々は資金を借って、ほいでまず道の駅をつくって、事業運営がある程度にいけば、ずっと拡張していくという方向が一番ベターですよ。ただ、今回の場合は、うちは全部町で建物を建てて設備等もある程度お手伝いをしながら、どうぞやってくださいというのはどうかと、今後、だからそこら辺も出発点も私もちょっと考えないかんやったなということで、今さらもう向こうも実績もありますから、今さら後戻りもできませんけど、そういうふうなことで、できるだけ組織運営をぴしゃっとして、今後の町との話し合いに持っていきたいとい

うふうに思っております。

○11番（坂口久信君）

ぜひ担当課は相手の役員さんと十分話し合いを持って、経営面にしろいろんな面にしろ、町が一步引いたような感覚というか、我々からそういう目で見られないような状況で綿密に意思の疎通をして、そして今後の対応に当たっていただきたいと思います。答弁要りません。

○12番（下平力人君）

関連でございますけれども、やはり基本的には商売は民と、それから建物は官ということで、これははっきりしとるわけでございますけれども、まず軌道に乗せるまでは、やっぱり双方の責任があると。もちろん民は民で努力をしております。しかしながら、一つの方向性というものを決めるまでは非常に難しい面がございますので、そこまではお手伝いという形で、基本的にはもうこうだとはっきり自覚を持って運営はしていくつもりであろうと思えますけれども、そこを若干お手伝いをしていくと、これが2つ目の直売所ができてよかったと町民の皆さんたちから答えが返ってくるようなことになると、何でこがんとをつくったかいということではどがんしゅうもなかもんですから、ぜひそこは本当に行政も大変ではございましょうけれども、お手伝いをしていただきたいというふうには思っております。

以上です。

○議長（末次利男君）

答弁要りますか。

○12番（下平力人君）

何かちょっと言っていたければ。

○企画商工課長（桑原達彦君）

お答えをいたします。

資金面につきましては、行政のほうにおいても光熱水費、電気、水道代でございますが、光熱水費あるいは警備の委託料あるいは浄化槽の管理については行政のほうで支出をいたしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○10番（久保繁幸君）

1つ確認なんです、このたらふく館と同じような火災発生させられた場合、今後の対応はどのようになさるのか、また今までのようにたらふく館のようにまた町が後をまたつくってやるというふうな方向に持っていかれるのか、そのことが仮にあってはならないことなんです、そういうふうになった場合は今後どのようにされるのか、その辺を確認しておきます。

○企画商工課長（桑原達彦君）

お答えをいたします。

最初の3年間については管理の運営の委託契約という形に考えておりますので、その間の火災については、当然町のほうに責任があるんじゃないだろうかというふうに思っています。その後の指定管理に移行できた場合の管理については、指定管理を協定を結ぶ上で協議をしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○町長（岩島正昭君）

その火災保険についてちょっと答弁をいたしますけども、あそこのたらふく館の場合は、普通、火災保険というのは設計額で、例えば8,000万円なら8,000万円かかりますよと、それで保険に掛かるとかかないかとですよ。それを請負額、落札額で保険に掛かったもんだから、当然不足してくるわけですね。だから、今回は2号館の分につきましてはある程度予算を組んで見積もりをして、それで満額かたっとったわけですね、だから100%火災保険内でおさまったということですから、今後も火災保険にかたる場合は、そういうふうなことで設計額で全額火災保険に掛かりたいというふうに思っております。

○議長（末次利男君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

討論ないので、採決します。

報告第2号 平成25年度太良町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（末次利男君）

起立全員。よって、本案は原案どおり承認することに決定いたしました。

日程第3 議案第37号

○議長（末次利男君）

日程第3. 議案第37号 太良町家畜防疫対策事業分担金徴収条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○11番（坂口久信君）

今回、半分を徴収すると、今まで全額例えば見ていた分を半額徴収するというようなことで、何で考え方が半額徴収するというふうに変更されたのか。

○農林水産課長（新宮善一郎君）

お答えをいたします。

緊急に家畜の伝染病が発生した場合には町単で百数十万円ほど予算措置をいたしております。今回は豚流行性下痢というのが大分発生をいたしてるということで、国のほうが1年だけなんですけど何とか手当てをしましょうというようなことで県を通じて補助金があるようになっております。半分は国からの補助金を活用して、残りについては地方自治法の244条ですか、それに基づいて分担金条例を設置して半分は受益農家さんに、畜産農家さんに養豚農家さんに負担をしていただくというようなことで、今回この条例を提案したところでございます。

○11番（坂口久信君）

今まではそういうあれで、今回は半分受益者負担と。我々が考えれば非常にいいことじゃあるんですね。やはり受益者もそれなりの負担をせんで、何でもかんでも全部任せきりというのはいかなもんかなと、意識改革にもならんけんが、非常にいいことかなあと思っておりますけれども、緊急の場合、今回、前は緊急の場合は180万円というようなことで言われておりますけれども、恐らく今後このあれを結べば、今後については全部そういう対応をされるというようなことで認識していいですかね。

○農林水産課長（新宮善一郎君）

お答えをいたします。

今回の場合には太良町内で発生しておりません。予防の側面が大変強うございます。蔓延してきた場合には被害等が相当出てくる可能性もございますので、そういう場合にはケース・バイ・ケースといたしますか、2分の1補助をもうちょっと町のほうがふやすとか、あるいは国の補助に県の上乗せ補助をしていただいて、町もまたさらにその上乗せ補助をやるというようなことで、その時点時点で検討をしていきたいと考えております。

以上です。

○11番（坂口久信君）

そういう時点時点で対応するというようなことで、臨機応変にされるということは非常にいいことだと思いますけれども、この太良町には今のところ出ていないというようなことですけれども、その予防対策はどのようにされているのか、その辺について十分対応がなされているのかどうか。

○農林水産課長（新宮善一郎君）

お答えをいたします。

平成25年度の町単の予算で口蹄疫が発生をいたしましてから4年ほど経過をいたしておりますが、各農場、予防というか防疫体制が、ちょっと回ってみて十分ではないというようなことで消石灰等の配布をいたしました。その20日後ぐらいですかね、この流行性下痢が佐賀県の北部、唐津市内で発生したというようなことで、そういうことで、防疫体制については、それと対応については十分注意しながら進めているところでございます。

以上でございます。

○10番（久保繁幸君）

今、発生状況が唐津のほうということの報告なんですけど、お話では唐津の方は収束をしたというふうなお話を聞いておりますし、今現時点でどの辺がどのような発生状況してるのか、もう県内ほぼ収束というふうなお話も聞いておりますが、何か長崎県のほうが近いところが発生数が多いとか何とかというふう聞いております。その今発生はどのような状況になつてるのかお伺いいたします。

○農林水産課長（新宮善一郎君）

お答えをいたします。

実は5月の下旬に養豚農家さんと県の西部家畜保健所と太良町で会議を持ちました、その対策会議というようなことで、その中で県の担当から唐津市では全国で11番目ということで10件発生をいたしております。現在、収束というよりも鎮静化の方向に向かっているという状況であるというお話をされております。

それから、武雄市のほうでも養豚農家さん、これが発生をしたというような情報もいただいております。長崎県の島原のほうで大分この豚流行性下痢が発生をいたしてるというようなことで、特に大浦地区の養豚農家の方は大変心配をされて、もう絶対にウイルスは入れないというようなことで防疫体制に全力を挙げられてる状況でございます。

以上でございます。

○10番（久保繁幸君）

農家さんからそういうふうな長崎のほうが我々は大浦のほうが近いから、大変そのほうを唐津よりも危惧しとるというふうなことをお聞きしました。これで、今、議案の第37号に、この対象農家数は何軒なんですかね。

○農林水産課長（新宮善一郎君）

お答えをいたします。

町内に養豚農家さん12戸ございます、これは個人、株式会社、組織含めてですね。そのうち農協とか開拓農協等の系統組織に加入されていない農家さん、3軒分です、その分に対して今回この分担金条例を適用をして分担金を負担していただくというようなことで取り組んでるところでございます。

以上です。

○10番（久保繁幸君）

今、その薬液が消石灰等というふうなお話だったんですけど、その消石灰を鳥インフルエンザのように豚、豚舎あたりに全部まかれるわけですかね、消毒方法として。その方法だけなのか、どのような薬液をされるのか、ちょっとだけ、ちょっとわかりませんので、お尋ねいたします。

○農林水産課長（新宮善一郎君）

まずは議員おっしゃったとおり豚舎等の周辺に消石灰等を配布をいたします。それから、飼料等々搬入をしてくる車両が参りますので、人間の靴の底あるいはタイヤにウイルスが付着して唐津の場合には侵入をしたのではないかというようなことございますので、農場の入り口に消毒の門をつくりまして一斉に霧状で吹きかけるというようなことで消毒液を車両、タイヤに吹きかけるというような方法で、その2通りで消毒をされます。

以上でございます。

○議長（末次利男君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

討論ないので、採決します。

議案第37号 太良町家畜防疫対策事業分担金徴収条例の制定について、本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（末次利男君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第4 議案第38号

○議長（末次利男君）

日程第4. 議案第38号 太良町特産品等振興施設の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○7番（牟田則雄君）

この条文の中で振興施設を使用する者という文が入ってるんですが、この使用者についてちょっと確認ですが、ここの13条あたりまでの使用者はあくまで出品者という読み取り方ができるわけですが、指定管理をした場合に指定管理を受けたその団体は後の指定管理のところの条文を読みますと町長を指定管理者と読みかえるというところがありますね。そうなった場合、指定管理を受けた人は使用者になるのか、それとも町長の代行する場合は、ここらは使用者と考えていいのか、そこら辺をこれはどういう解釈をしたらいいのか、ちょっと説明をお願いします。

○企画商工課長（桑原達彦君）

指定管理を受けたところについては管理者になりますので、管理者になります。ですから、あくまで使用者は、その会員の方というふうになります。

以上でございます。

○7番（牟田則雄君）

今までほかのグラウンドの指定管理とかいろいろなものはそこに収益団体、利益団体という考えはないわけですが、今回のこの特産品の場合は、まさにそれをやる利益団体そのものが指定管理を受ける可能性があるわけですね。そうでしょう。そうなった場合、自分が指定管理を受けた人が町長を代行してここに書いてある毀損した場合は誰が責任をするかという場合のときが、この人が町長にかわって毀損のぐあいを判断して、自分もそこに利用者でありながら、そのところがちょっともう少しここら辺はどうか、ほかに考え方はないのかな、ちょっとお願いします。

○企画商工課長（桑原達彦君）

設置及び管理に関する条例については、その使用をする方がそういう損害を与えたような場合の規定でございますが、実際今度は管理者と町の関係につきましては指定管理の協定書を結び、その協定書の中で管理瑕疵があった場合の分担といいますか責任の持ち方については、その指定管理者と町のほうで協定書の中で決められていくものでございます。今回の設置管理については、その使用者の責任を明確にしているところでございます。

以上でございます。

○7番（牟田則雄君）

いや、ここに毀損した場合とかいろいろこういうときには退去させてもよろしいというような明文も入ってるんですが、その判断を町長にかわって、町長を指定管理者と読みかえるとなっておりますので、それを判断するのは指定管理者がやるのか、そのところは、そしたら今みたいに全てのあれが町を基準にしてということなら、指定管理した後でも町長が毀損のぐあいとかなんとかというのはするのか、それは全部そこら辺のあれまで管理者にも全部判断も任せるとか、そこら辺はどうなります。

○企画商工課長（桑原達彦君）

指定管理にした場合は、使用者が何かの損害を与えられたら、その指定管理者を受けた方が判断をされると。そして、指定管理者そのものの責任については、町と責任の分担を協定書で決めていくという形になります。

以上です。

○7番（牟田則雄君）

そしたら、確認ですが、そうなった場合は、町と指定管理者が使用者、町との関係においては指定管理者が使用者という判断でいいでしょうか。

○企画商工課長（桑原達彦君）

町と指定管理者の責任は協定書で結んで、管理者と使用者の部分については管理者が責任を使用者にお願いするという形になります。あくまでも指定管理を結んだ後でございます。

以上でございます。

○11番（坂口久信君）

16ページのこの中で利用料金の例えば15%、20%というような、ごめん、15ページですけども、そういうことで設定がなされておりますけれども、この設定については条文で書いてあるけん、前、たらふく館の折にそこそこの利益が上がったら我々だって同じこと、例えば15%、10%もしていいじゃないかというような話がいろいろあったんでしょうけれども、この町が条例に定めとるけんという相手の出品者に対して相手の出品者に対して町が決めとっとやけんというようなことで非常に言われたというような経緯もあるとですけども、この例えばこれがこの問題は別としてでも利益が出たときのこの条例、15%とか10%にするときは、町に条例の変更をせにゃいかんとですか。どがいなとんですか、その辺な。

○企画商工課長（桑原達彦君）

条例において使用料を決めておりますので、この分について範囲内で、この範囲内で決めていただく分については町と協議をしていただきたいということです。これ以上の手数料を取るについては、条例改正が必要だというふうに理解をしております。

以上でございます。

○11番（坂口久信君）

そうですね。これ以上は条例の改正が必要か、それ以下については、例えば納入業者と執行部というかその責任者、総会の折にそういう決め方をすれば、例えば15%以上にならんで10%にしる何%にしる、その下の分については話し合いで決めれば、それでよかと。そして、町に報告すればいいというふうな状況で、考え方でいいですかね。

○企画商工課長（桑原達彦君）

そういう部分については、今回、条例を制定していただければ、規則等で定めていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○11番（坂口久信君）

そんなら、たらふく館もそういうふうになっておりますか。

○企画商工課長（桑原達彦君）

お答えします。

たらふく館もこの15%と20%、プラス5%で実施を現在されております。

以上でございます。

○議長（末次利男君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

討論ないので、採決します。

議案第38号 太良町特産品等振興施設の設置及び管理に関する条例の制定について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（末次利男君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第5 議案第39号

○議長（末次利男君）

日程第5. 議案第39号 太良町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

討論ないので、採決します。

議案第39号 太良町税条例の一部を改正する条例の制定について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（末次利男君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第6 議案第40号

○議長（末次利男君）

日程第6. 議案第40号 佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び規約の変更に係る協議についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

討論ないので、採決します。

議案第40号 佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び規約の変更に係る協議について、本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（末次利男君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

途中ですが、暫時休憩いたします。

午前10時27分 休憩

午前10時45分 再開

○議長（末次利男君）

定足数に達しておりますので、議会は成立いたします。

休憩を閉じ、直ちに会議を開きます。

日程第7 議案第41号

○議長（末次利男君）

日程第7. 議案第41号 平成26年度太良町一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○7番（牟田則雄君）

8ページか、歳入のこれは8ページ、小さくてよう見えん、歳入のところ、これは別に歳入ですので文句はないんですが、4番の農林水産業県補助金、上から2段目、さかの米・麦・大豆競争力強化対策事業費補助金となってるんですが、米はこれだけ減反政策しよるとに、この名目の中に米もこれは含んでるわけですか、どうですか。

○農林水産課長（新宮善一郎君）

お答えをいたします。

この名称がさかの米・麦・大豆競争力強化対策事業補助金というようなことで、農作業の省力化というようなことで、メニューといたしましては農機具等の整備ということで予算の手当てがされております、補助金といたしまして。

以上でございます。

○7番（牟田則雄君）

そしたら、これは農家さんのほうを向いて労働力省力化とか、あくまでそういうことであって、増収、増産を目指した補助金じゃないということでもいいわけですか。

○農林水産課長（新宮善一郎君）

お答えをいたします。

米、麦、大豆等の栽培において省力化に努めて、なるべく経費がかからないようにして佐賀県の米、麦、大豆の競争力を高めましょうというようなことで、一例を申し上げますとコンバインとか田植え機等の整備に対する補助というようなことで県のほうで手当てをさせていただいてるところでございます。

以上でございます。

○7番（牟田則雄君）

麦とか大豆とかほかのことに対する補助金はよくわかるわけですよ。ところが、この中にこれだけ米づくりさんたちには減反、減反ということで大変な目に遭わせてきていながら、この補助金の中に米までわざわざ入れるというたら、行政の考え方としてこれはどういう考え方やろうかというて、ちょっとそこら辺をお伺いしたいんですが。

○農林水産課長（新宮善一郎君）

米につきましては、生産調整というようなことで国のほうでこれぐらいつくりなさいというようなことでございますが、省エネとか低コストですね、米作にいたしましても、それから中山間等の地域の担い手を育成するというようなことでこういう米作についての機械等の農機具等の助成というようなことで、県のほうでこういう制度をつくっていただいております。

以上でございます。

○1番（田川 浩君）

補正予算表の17ページの3番、農業振興費、今のさがの米・麦・大豆競争力強化対策事業費補助金ということで100万5,000円ですかね、新たに1団体からと、事業実施の要望があったということですが、この1団体というのはどの団体か教えていただけますでしょうか。

○農林水産課長（新宮善一郎君）

お答えをいたします。

中尾地区棚田保存会というようなことで、この団体から申請がっております。

以上でございます。

○1番（田川 浩君）

これ、具体的には先ほど農機具の整備とかという話もありましたけれど、具体的にはどういったものに補助されるのか教えていただけますでしょうか。

○農林水産課長（新宮善一郎君）

お答えをいたします。

コンバインの2条刈り1台でございます。

以上でございます。

○1番（田川 浩君）

それと、その2つ下のさが園芸農業者育成対策事業費補助金ということで、こちらは新た

に3団体から出ているということがあります。これ3団体教えてもらうのと、それぞれどういふことに補助金を使われているのか教えていただけますでしょうか。

○農林水産課長（新宮善一郎君）

お答えをいたします。

3団体につきましては、太良町ゆたたり生産組合、タマネギですね、それから大浦地区果樹機械利用組合、これはかんきつ、ミカンでございます、それから3番目が多良地区第二施設長寿命組合、これはハウスミカンでございます。

事業内容でございますが、太良町ゆたたり生産組合につきましては、マルチ張り機でございます。それから、大浦地区の果樹機械利用組合につきましては剪定枝の粉碎機、それから最後に多良地区第二施設長寿命組合につきましては、施設の長寿命化というようなことで補助がなされるようになっております。

以上でございます。

○1番（田川 浩君）

最後の施設の長寿命化というのをちょっと具体的に教えてもらっていいですかね。

○農林水産課長（新宮善一郎君）

長寿命化というのは、既存のハウスミカンの施設を補強をすると、それで二重カーテンにしたり、いろいろございます。主なものは既存のハウスを長く使えるようにするというところでございます。

以上でございます。

○8番（川下武則君）

11ページの空き家等の解体の追加分ですけど、場所は大体でいいですけど、それと前も一回お話ししたと思うんですけど、大浦地区にちょうどよく国道から見えるところにあるんですけど、そちらのほうはどうなってますか。よろしくお願いします。

○総務課長（毎原哲也君）

お答えします。

場所は、1つは、あくまで予定なんですけど、1つは伊福地区でございます。もう一つは北町ということで、その2地区でございます。

それで、もう一つの国道から見えるところなんですけど、あそこは昨年議員のほうから要望等ありましたので、早速本人さんと話に行って、去年のお話では年末までには片づけますということだったんですけど、結果的に何もしてもらえなかったと、そのときは指導じゃなくて要望なんですけど、それであそこが空き家かどうかというのが判定した場合には空き家じゃないみたいなの、あそこにまだ住んどっさるというか、そんな感じなので、空き家の対象でいろいろできるというものでもないの、行政として要望しますということですが、そのとおりしていただいてないということでございます。

○12番（下平力人君）

ちょっと防災についてお尋ねをしたいと思っておりますけれども、これから雨季でありますとか、あるいは台風の時期に入ってまいりますけれども、そういうときの対策として、今、町内に危険箇所というのはあるのかないのか、それと同時に梅雨どきとかは必ず日本列島の中でどっか災害等々が出ておりますけれども、そういうことがないような、もちろん執行部としては大変チェックをされておると思っておりますけれども、そういうところはございませんか。お尋ねします。

○総務課長（毎原哲也君）

お答えします。

ちょっと資料を今、全然持ってきてないんですけれども、危険箇所というのは、もちろん土砂災害の危険箇所とか、そういう地すべりあたりは、ハザードマップ等に危険地区とかは載つとるわけです。そこを重点的に警戒をしなくちゃいけないと思っておりますけれども、その警戒につきましては、毎回毎回同じこと言っておりますけれども、そのときの気象庁の発表とか現実な雨の降り方、風の吹き方、そういうもろもろ等を勘案して対応を随時していくということを考えております。

○議長（末次利男君）

予算の範囲内で質問をお願いいたします。予算内ですか。

○12番（下平力人君）

今、議長のほうから予算の範囲内ということございましたけれども、これは今の時間雨量が100ミリ以上とかございまして、予測範囲を超したあがんとですね、結果出るということでございますから、これについては人口減、高齢化ということもございまして、前もってお知らせをすると、そこのお宅あるいは河川、堤防の決壊等が見えた場合、そういうことで申し上げたわけでございまして。どうも。

○10番（久保繁幸君）

21ページ、観光費の道の駅たら防火水槽整備事業、この増額費用はどうしてなのか、お伺いいたします。

○企画商工課長（桑原達彦君）

お答えをいたします。

道の駅たらの防火水槽につきましては、2基を予定をしておりましたが、そのうちの1基については道の駅の道路区域である駐車場を下げて芝生広場のほうに設置をする予定でしたが、芝生広場等についてはスポーツイベントの広場として定着をいたしており、スポーツ活動に支障があるということで、道路区域である駐車場内に設置したい旨を県と協議をいたしました結果、道路区域内である駐車場でも設置は可能というふうになりましたので、設置箇所を変更したことに伴って車両の荷重等に耐える構造に設計を変更いたしました。

また、南側の水槽については排水路がありますので、その水槽の清掃管理のための約10メートルの排水管の布設とマンホールを1個ずつ追加した、そういうふうな理由で補正をお願いをいたしているところでございます。

以上です。

○10番（久保繁幸君）

余り聞き取りにくかったんですけど、場所の変更ということですね。いいですよ。

それと、場所の変更であり、トン数は変わらないのか、多分40トンぐらいだったと思うんですが、そのトン数は変わらないわけですか。

○企画商工課長（桑原達彦君）

トン数は40トンでございます。

○10番（久保繁幸君）

それに関連してなんですが、このしおまねきの場合の防火水槽はどのようになっておりますか。

○企画商工課長（桑原達彦君）

しおまねきについては、ちょうど球場のバックスクリーンの裏に予定どおり外構工事の中に含めて発注をしているところでございます。

○町長（岩島正昭君）

今、久保議員の質問について補足をいたしたいと思います。

この道の駅の防火水槽につきましては、当初、駐車場の中と芝生公園の中、南側の芝生公園の中にしとったわけですね。あそこはグラウンドゴルフ等々がスポーツイベントがありますから、何で芝生の中へせんで、こちら道の駅にせんかということで再三指摘をしたところが、道の駅は県の管轄だと、全部じゃないんですけどね、こちらが遠慮して申請をしとらんやったものですから、直接私が土木事務所の所長に申しまして許可証を出せばいいんですよというようなことで了解を得たわけです。そしたら、もう一つは場所の変更ですね。もう一つ、マンホールは1個だけしかしとらんやったわけですよ。あの中に清掃とか何か入った場合は、もう真っ暗で、やっぱし2個ぐらいあらにやいかんわけですね、酸欠とか何かなった場合は、清掃で、だからそれも1個追加しなさいということと、1個については河川側に1個芝生公園のとを譲ったもんだから、あそこに皆さん御存じのとおり国道とのあいなかに排水路があります。あそこ清掃したければドレーンをつくっとかないかんということで、パイプを引かせたわけですよ。向こうのほうは、もうできんやったですけど、そこら付近で年に何回か、2年に1回か何回か防火水槽の中を掃除せないかんもんですから、そういうふうなことで今回変更という形で皆さんたちにお願ひし、また、またとできんもんですから、そういうふうなことで増額をお願いしたいというふうに思っております。

以上でございます。

○3番（所賀 廣君）

先ほど話出しましたが、11ページのこの空き家の件ですが、2件計上されておるわけですが、久保議員の一般質問のときに聞いておられましたよね、148件あるということですが、このままでいくとだんだんだんだん劣化をしていき、かなり危険な状態というふうな感じになっていくと思いますが、これが一体解体の進捗といいますか、今後の見通しですね、このうち、じゃ年間これぐらいは解体に持っていかうかというふうな何か計画等がございますか。

○総務課長（毎原哲也君）

お答えします。

それは、今の段階では、もう全くありません。ただ、条例を制定した趣旨が個人できちんと管理をなささいというのが主な趣旨なので、それだけ今空き家がありますけども、その空き家も各個人さんがきちんと管理をしてもらうということが前提となっておりますから、どれぐらい今後所有者とかわからないとか、所有者が町外に出て、なかなか連絡がつきにくくて古くなっていくかどうかという、そこら辺の話になってきますので、管理をなささいというのがそういう趣旨ですから、そんなに多く出てきてもらっても困るという話が根底にあるわけでございます。

○3番（所賀 廣君）

ちょっと油津といいますか、私たちの集落にもあるわけですし、高校生の通学路、まさにその沿線沿いにあるわけですね。ことしよりも来年、来年よりも再来年というふうにだんだんだんだん瓦の落ちぐあいがひどくなったりとか、そういったことも見受けられる中で、それこそ一般質問の中にありました、じゃ、更地にしてしまえば課税額としてどうなるのかという質問で約4倍ぐらいになる、そがん4倍も払わんばんごたんなら、もうそのままにしとったほうが税金安かたいというふうな考え方もある意味ないとは言えんような気がするわけですが、この辺の解体後の土地の評価の課税評価額をもうちょっと特例が採用できればそういった考え方も少し視野に入れながら、なるべく税金を抑えてあげようというふうな考え方もある意味親切心やなかなかなあというふうな感じがするわけですが、税務課長、どうでしょうか。

○税務課長（大串君義君）

お答えいたします。

他市町にそういう事例がありましたら勉強をしたいというふうに思いますけども、税の均衡ということを考えた場合、なかなかそこら辺の皆さんのコンセンサスが得られるような状況ができるかどうか、そこら辺を十分今後検討して、よその事例がもしあれば、参考にして検討をさせていただくというふうに考えております。

以上です。

○3番（所賀 廣君）

先ほど話が出てましたけど、特に景観上、見苦しいかなという感じがするようなところは、なおさらそういった考えも少し視野に入れながらやっていかんと、それこそ節税対策に逆にとられれば、非常に何となくおもしろくないような感じがしますので、ぜひ一回調べて考えて検討していただきたいというふうに。答弁要りません。

○議長（末次利男君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

討論ないので、採決します。

議案第41号 平成26年度太良町一般会計補正予算（第1号）について、本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（末次利男君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第8 議案第42号

○議長（末次利男君）

日程第8. 議案第42号 平成26年度太良町山林特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○8番（川下武則君）

山林の7ページのその多良岳の200年の森の190万円の整備費ですけど、どういう、200年の森をつくるとにどういうのをまた新たに190万円かけて整備というか、どういうふうなことをするんですかね。

○農林水産課長（新宮善一郎君）

お答えをいたします。

多良岳200年の森づくりの記念行事というようなことで、200年の森のリーフレットの作成と200年の森記念碑の設置というようなことで今回補正をお願いしているところでございます。

○8番（川下武則君）

記念碑ですか。そしたら、200年の森をつくるとに木の間隔を広げたりとか、そういうあれじゃなくて、ただもう記念碑をつくるだけにお金を費やすということですか。

○農林水産課長（新宮善一郎君）

今回お願いをいたしましたのは、200年の森の記念式典の記念碑あるいはリーフレットの

印刷製本費ですね、その分の式典の費用でございます。

以上でございます。

○10番（久保繁幸君）

その記念碑は場所等々、どのような、そして格好のものをつくられるのか、記念碑でしょう、そういうのは場所がどこか、どういうふうなものをつくられるのかお伺いいたします。

○農林水産課長（新宮善一郎君）

お答えをいたします。

場所につきましては、作業道上床線、これ、中尾分校のところから横断林道のところまで行っております。その大きくカーブしているところの手前の右側というような、ちょっと地図でも用意しとけばよかったですでしょうけど、多良岳管理道と上床・道万線が交差をしてる四差路がありますが、その横断林道のそばというようなことで、ここ200年の森の箇所でございます。そこで、記念碑につきましては石積みの1段積みですね、そこに天然の石を探してきて設置をするというようなことで考えておるところでございます。

以上でございます。

○10番（久保繁幸君）

場所につきましては、大体中尾あたりにきとっていただければわかるのに、右の左の言うたって、私はあの辺はよくわかりませんので、大体中尾あたりにできるということですね。ほんで、この190万円、工事費が190万円、製本費が22万2,000円ですか、そのリーフレットにはどのようなことを載せられて、どういうふうな今後の200年の森ですから計画等々も載せられると思うんですが、どのような内容のものをつくられる予定なのかお伺いをいたします。

○農林水産課長（新宮善一郎君）

お答えをいたします。

200年の森づくりの団地設定ということで、ヒノキ団地が41.3ヘクタール、杉団地が9.8ヘクタール、合計の51.1ヘクタールを設定をさせていただいておりますので、その写真あるいはこれを間伐を行いながら最終的には200年後どうなってるかわかりませんが、計画では最終的には200本ぐらいを目指してやっていくというような200年の森の整備について若干そのリーフレットに載せようかなと考えておるところでございます。

○11番（坂口久信君）

200年の森については、皆さん同意をされて、この場所もわからんとですけれども、例えば200年の森は今後例えば太良町が打ち出せば、観光とかいろんなそういう視察等もございましたりなんかすると思えますけれども、そういう例えば場所的にはマイクロバスが入ったりとか、乗用車あたりで行って即見られるような状況の場所であるのかどうか、その辺はどうでしょうか。

○農林水産課長（新宮善一郎君）

場所につきましては、先ほどお話をしました記念碑の設置場所をちょっと整備をいたしまして、来ようと思ったら大型バスでも行けるようなところと駐車場ということで整備をやっていきたいと考えております。議員さんおっしゃったとおりに、効果としては太良町のシンボリックな名所ということで育てていきたいと考えてるところでございます。

以上でございます。

○11番（坂口久信君）

そういう大型バスまで入られるというような状況で、非常に今後につながると思っております。もうぜひ担当課長、将来を見越してある程度太良町がPRできるような状況をつくっていくというようなことですので、我々がいろいろ言うことなかですけれども、今後はそういう整備あたりを200年の森はやぼたんになつとるばいというような状況じゃなくして、もうここに予算をつけたわけですから、後につながるような除草にせろ何にせろ整備をして、その山を見守っていけるような状況をつくっていただきたいと思っておりますので、その辺せっかくつくったんですから、肝に銘じてそういう山の関係者こぞってそういう場所というか、全国にPRできるような状況をつくっていただきたいと思っておりますので、ぜひ力を入れてください。

○農林水産課長（新宮善一郎君）

お答えをいたします。

目標とする森林の形ということで、200年後はヒノキの林分が100本、杉で約80本、胸高直径がヒノキ1メートル、杉が1メートル20というようなことで考えております。それから、間伐計画をつくりまして、50年から80年まではおおむね6年間間隔で間伐を実施すると、それから80年以上については15年間隔で実施をしていくというようなことで、管理といいますか、整備については計画に沿って着々と進めていく考えでございます。

以上でございます。

○11番（坂口久信君）

あぎゃんた言わんでよかとぼってん、その1本の中に、1本、2本の中に町長、副町長の札をして、この町長が200年の森をつくったんですよというふうな歴史も刻むように、そしてその町長の木が切られんように残すような状況で歴史、あんた笑うな、真面目な話をしよつとば、議長も結構、こういう時代にこういう人たちが残したというのは、そんならいの1本、2本のあってもよかじゃなかなあと思っておりますので、その辺ぜひ残していただきたいと思っておりますけれども、どうでしょうか。

○町長（岩島正昭君）

今、坂口議員がおっしゃるとおりに、この200年の森の発足協議会の中で何か太良町に屋久杉か何かああいうふうな大きな山林を将来的にたててはどうかというようなことで、将来的には観光とドッキングしてそういうふうな山に観光客が見ていただくような施設をつくり

たいということで、路網整備等々も森林の中に遊歩道みたいなことをつくって森林浴等々もやっていただくというふうな、将来的にそういうふうな計画で着々と今進んでおります。これは100年後、200年後、ここにおる方は全部いないと思いますけども、そういうふうなことで末永くつくっていききたいというふうに思っております。

それともう一つは、協議会の中での話をしましたけども、その場所選定については、恐らく台風等々が来た場合にああいうふうな大木になれば倒れるおそれがあると、だからできるだけ台風の通り道じゃない場所選定を選ばにやいかんということで、幹事会等々でも今場所選定についてはある程度は決めていただいておりますというふうな状況ですから、とにかく太良に行けば200年の大木があるというふうなことでリーフレット等にも宣伝をしたいというふうに思っております。

以上でございます。

○3番（所賀 廣君）

今、この整備事業記念式典の件なんですけど、この式典の中に町民が何か参加できるイベントあるいはコンテスト等の計画はございますか。

○農林水産課長（新宮善一郎君）

現在のところ町民の方が参加をしていただくイベント等は計画はいたしておりません。

○3番（所賀 廣君）

何かコンテストがありますというふうな言葉が返ってくれば幸いだったんですが、実は岳の新太郎さんができるとき、銅像ができる、あれ相当高額だったわけですが、そのときにイケメンコンテストというのがありまして、その優勝者にはかなり高額なお金が支払われたと思います。ただ、それだけじゃなくて、この方には何かのイベントあるいは催し物あたりには親善大使として有効に活用できるようにやっていきたいというふうな言葉がありましたが、その例ですね、ある意味親善大使の役割という過去の事例がありますか。

○農林水産課長（新宮善一郎君）

私が記憶している範囲では、過去にはそういうことは親善大使等はやってないと思います。

以上です。

○3番（所賀 廣君）

あれだけ大々的、大々的といいますか、募集をかけてやった割には、後が全然しらっとしてそういったことがあっていないというのは、非常にある意味残念なことではないかなというふうな感じがしましたので、今からでも遅くないといいますか、やっぱりそれだけの賞金を出してやったのなら、何かあるときの考え方は、この人が岳の新太郎さん、イケメンナンバーワンやったというふうなことも今後考えていく必要があると思いますが。

○農林水産課長（新宮善一郎君）

お答えをいたします。

当時そのイケメンコンテストを主催された団体等にもおつなぎして今後どうされるか協議を行いたいと思います。

以上でございます。

○町長（岩島正昭君）

今、所賀議員がおっしゃるとおりに、そういうふうなイケメンコンテスト等で将来的には親善大使等々なるべく出ていただいて太良町の宣伝をしたいというふうなことがございました。今、農林課長がそういうふうなことで答弁をいたしました。これはあくまで企画ですよ、企画が今から先、所賀議員の貴重な御意見を参考にしながらそういうふうな計画をしていきたいというふうに思っております。いろんなイベントで、相手もいることですから、相手の都合ができれば、そういうことで計画していきたいと思っております。

○議長（末次利男君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

討論ないので、採決します。

議案第42号 平成26年度太良町山林特別会計補正予算（第1号）について、本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（末次利男君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第9 議案第43号

○議長（末次利男君）

日程第9. 議案第43号 平成26年度太良町漁業集落排水特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

討論ないので、採決します。

議案第43号 平成26年度太良町漁業集落排水特別会計補正予算（第1号）について、本案

に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（末次利男君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第10 議案第44号

○議長（末次利男君）

日程第10. 議案第44号 平成26年度太良町簡易水道特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

討論ないので、採決します。

議案第44号 平成26年度太良町簡易水道特別会計補正予算（第1号）について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（末次利男君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第11 議案第45号

○議長（末次利男君）

日程第11. 議案第45号 平成26年度太良町水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

討論ないので、採決します。

議案第45号 平成26年度太良町水道事業会計補正予算（第1号）について、本案に賛成の

方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（末次利男君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第12 議案第46号

○議長（末次利男君）

日程第12. 議案第46号 平成26年度町立太良病院事業会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○8番（川下武則君）

この説明の中に減額のとが准看護師さんと理学療法士さんの異動によりと書いてあるとばってんが、2人分ですか。

○太良病院事務長（井田光寛君）

お答えします。

実質1名が通所リハビリテーションのほうに異動という形になって、1名通所のリハビリが増員という形です。それと、もう一人は入れかわりということで、通所から病院、病院から通所というふうで異動をしているというところです。その2名になります。

○8番（川下武則君）

今の説明では入れかわりはわかりましたが、それとこれには直接関係なかばってんが、小児科の先生あたりはどういうふうな進展になってますか。きちとちゃんとしたあれが先が見えてますか、どうですか。

○太良病院事務長（井田光寛君）

お答えします。

以前いらっしゃった先生のほうは、まだメール等でやりとりはしてる状況で、まだはっきりしたお答えはもらってはいない状況です。そのほかにも人材紹介会社のほうに今1件お話をいただいています、そこは交渉をしている段階です。今のところ、はっきりといつから来られるという状況までは至っていません。

以上です。

○8番（川下武則君）

なるべく太良病院をたくさん皆さんが利用しやすいようにぜひ頑張ってしてもらいたいと思います。

○議長（末次利男君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

討論ないので、採決します。

議案第46号 平成26年度町立太良病院事業会計補正予算（第1号）について、本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（末次利男君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第13 諮問第1号

○議長（末次利男君）

日程第13. 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

討論ないので、採決します。

諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、本諮問は異議がない旨答申することに賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（末次利男君）

起立全員。よって、本案は原案どおり異議ない旨を答申することに決定いたしました。

日程第14 諮問第2号

○議長（末次利男君）

日程第14. 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

討論ないので、採決します。

諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、本諮問は異議のない旨を答申することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（末次利男君）

起立全員。よって、本案は原案どおり異議がない旨を答申することに決定いたしました。

日程第15 閉会中の付託事件について

○議長（末次利男君）

日程第15. 閉会中の付託事件についてを議題といたします。

このたび各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長からお手元に配付しておりました別紙付託申出書のとおり、閉会中もなお継続して調査したい旨の申し出がっております。

お諮りします。委員長からの申し出があったとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

異議なしと認めます。よって、委員長からの申し出どおり、閉会中の継続審査とすることに決定をいたしました。

追加議案がありますので、事務局に配付させます。

〔資料配付〕

○議長（末次利男君）

配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

お諮りします。ただいま配付いたしました議案を日程に追加したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

異議なしと認めます。よって、日程を追加することに決定いたしました。

追加日程第1 推薦第1号

○議長（末次利男君）

追加日程第1. 推薦第1号 太良町農業委員会委員の推薦についてを議題といたします。

お諮りします。これは農業委員会等に関する法律第12条第2号の規定により、議会推薦の

農業委員は2名とし、太良町大字糸岐7576番地5、木下敏恵さん、太良町大字大浦己740番地18、永渕久留美さん、以上の方を推薦したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

異議なしと認めます。よって、議会推薦の農業委員は2人とし、木下敏恵さん、永渕久留美さん、以上の方を推薦することに決定いたしました。

追加日程第2 請願第1号

○議長（末次利男君）

追加日程第2. 請願第1号 教育予算の拡充を求める意見書の採択に関する請願についてを議題といたします。

お諮りします。会議規則第37条第2項の規定により紹介者の説明を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

異議なしと認めます。よって、紹介者の説明を省略することに決定いたしました。

重ねてお諮りします。本案につきましては、会議規則第88条第2項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

異議なしと認めます。よって、請願第1号につきましては委員会付託を省略することに決定いたしました。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

討論ないので、採決します。

請願第1号 教育予算の拡充を求める意見書の採択に関する請願について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（末次利男君）

起立全員。よって、請願第1号は採択することに決定いたしました。

追加日程第3 意見書第3号

○議長（末次利男君）

追加日程第3. 意見書第3号 教育予算の拡充を求める意見書（案）の提出についてを議題といたします。

お諮りします。意見書第3号につきましては、全議員の提出によるもので、内容も判明しております。よって、会議規則第37条第2項の規定により提出者の説明を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

異議なしと認めます。よって、提出者の説明を省略することに決定いたしました。

重ねてお諮りします。質疑、討論を省略し、採決したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

異議なしと認めます。よって、質疑、討論を省略し、採決します。

意見書第3号 教育予算の拡充を求める意見書（案）の提出について、本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（末次利男君）

起立全員。よって、意見書案は原案どおり可決されました。

この際申し上げます。

今期定例会中の質疑、質問、答弁などの発言について、適宜会議録を調査し、不適切な発言があった場合には議長において善処することを御承認願います。

お諮りします。本会期中に議決されました議決事件の条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、会議規則第43条の規定に基づき、その整理を議長に委任されたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

異議なしと認めます。よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定いたしました。

重ねてお諮りします。今期定例会に付託されました事件は全て議了いたしました。よって、会議規則第7条の規定により本日をもって閉会したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

異議なしと認めます。よって、今期定例会は本日をもって閉会することに決定いたしました。

これもちまして平成26年第3回太良町議会定例会第2回を閉会いたします。お疲れさまでございました。

午前11時36分 閉会

以上の会議の次第は、職員の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するためここに署名する。

平成 年 月 日

議 長 末 次 利 男

署名議員 下 平 力 人

署名議員 田 川 浩

署名議員 江 口 孝 二